平成２１年（フ）第５３５号
埼玉県川越市大字天沼新田345番地46サン・スュプリーム３―101号室
債務者　櫻田　サヤ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２１年（フ）第５７１号
埼玉県狭山市大字北入曽332番地の３
債務者　印南優次郎
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２１年（フ）第７８０３号
大阪府豊中市新千里南町３丁目１―１　桃山台コーポラス709号、住民票上の住所大阪府吹田市千里山竹園２丁目20番503号
債務者　高田　義明
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第８０５０号
大阪市浪速区敷津西２丁目６番15―603号
債務者　濵嶋　　学
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１２１号
千葉県君津市人見１丁目22番３号
債務者　熊谷　淳子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部
平成２１年（フ）第２７３８号
名古屋市西区城町205番地
債務者　佐々木克己
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第４８１号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字新田92番地
債務者　川内　佳子
1　決定年月日時　平成21年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２１年（フ）第３４５号
岡山県笠岡市緑町３番地９
債務者　篠原　文雄
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第３４７号
岡山県倉敷市安江550番地１県営中洲団地４―401
債務者　吉野　澄夫
1　決定年月日時　平成21年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２１年（フ）第８３号
福岡県みやま市瀬高町小川1420番地１
債務者　石橋さえ子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２１年（フ）第８０７６号
大阪市福島区鷺洲３丁目１番２―907号
債務者　浅井企画こと　浅井　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１８８号
奈良県宇陀市榛原区天満台西４丁目11番の１
債務者　橋本　一哉
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第２９８号
奈良県橿原市五井町223番地の10Mハイツ１号館302号室
債務者　渡部　冴美
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第４１０号
奈良県香芝市穴虫3131番地の10
債務者　大江　時子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第４１１号
奈良県香芝市穴虫3131番地の10
債務者　大江　信男
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第４１２号
奈良県香芝市穴虫3131番地の10
債務者　横谷　麻紀
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第４１４号
奈良県高市郡高取町大字丹生谷136番地の２
債務者　岡本　勝彦
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２１年（フ）第４１９号
奈良県葛城市今在家298番地４
債務者　松元　信志
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係